岡山県環境保全事業団事務処理電子化説明会

# 電子マニフェストの
# 概要と導入方法について

2025.09.02

一般社団法人岡山県産業資源循環協会

事務局長　岩本　充博

# 排出事業者向け
# 電子マニフェスト導入実務説明会資料（抜粋）

1. マニフェスト制度（産業廃棄物管理票制度）
2. 電子マニフェスト制度
3. 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較
4. 電子マニフェストシステムへのアクセス方法
5. 電子マニフェストの特徴とメリット
6. 電子マニフェスト導入までの流れ
7. 電子マニフェストに関する行政報告

参考1　電子マニフェスト情報の活用と機能の紹介
参考2　電子マニフェストの利用実績
参考3　補足資料（運用方法等）

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

# 2 電子マニフェスト制度

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

# 電子マニフェストとは･･･

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組みです。

**排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要**

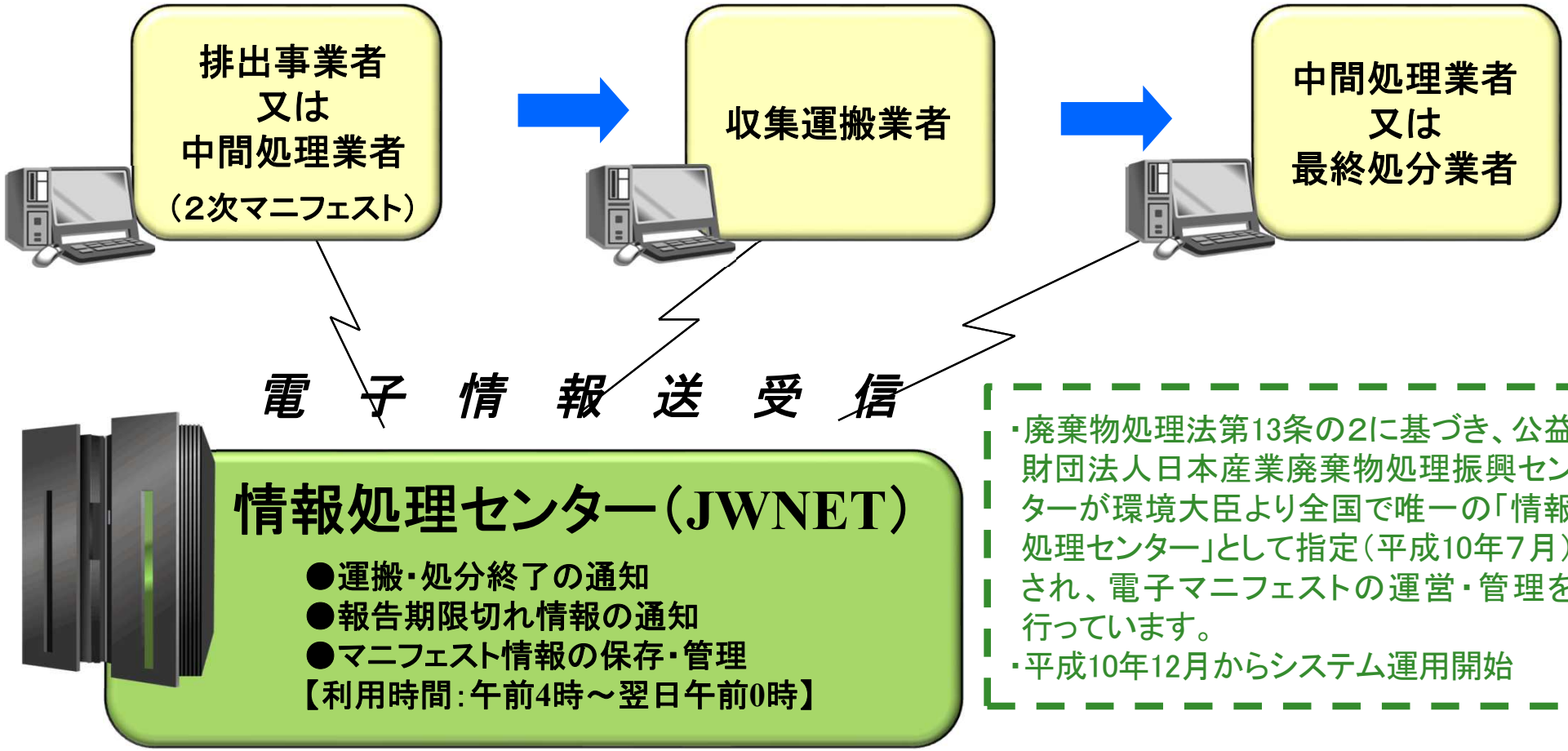


・廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣より全国で唯一の「情報処理センター」として指定（平成10年7月）され、電子マニフェストの運営・管理を行っています。
・平成10年12月からシステム運用開始

# 電子マニフェストの運用ケース

**中間処理前**（1次マニフェスト）

排出→収集運搬→中間処理（焼却）

**中間処理後**（2次マニフェスト）

排出→収集運搬→最終処分（埋立等）

| 運用ケース | 排出事業者 | 収集運搬業者 | 中間処理業者 | | 収集運搬業者 | 最終処分業者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 処分受託者 | 処分委託者 | | |
| Ⅰ | 電子マニフェスト | | | 電子マニフェスト | | |
| Ⅱ | 電子マニフェスト | | | 紙マニフェスト | | |
| Ⅲ | 紙マニフェスト | | | 電子マニフェスト | | |
| Ⅳ | 電子マニフェスト | | | ― | | |

# 電子マニフェストの一般的な運用の流れ

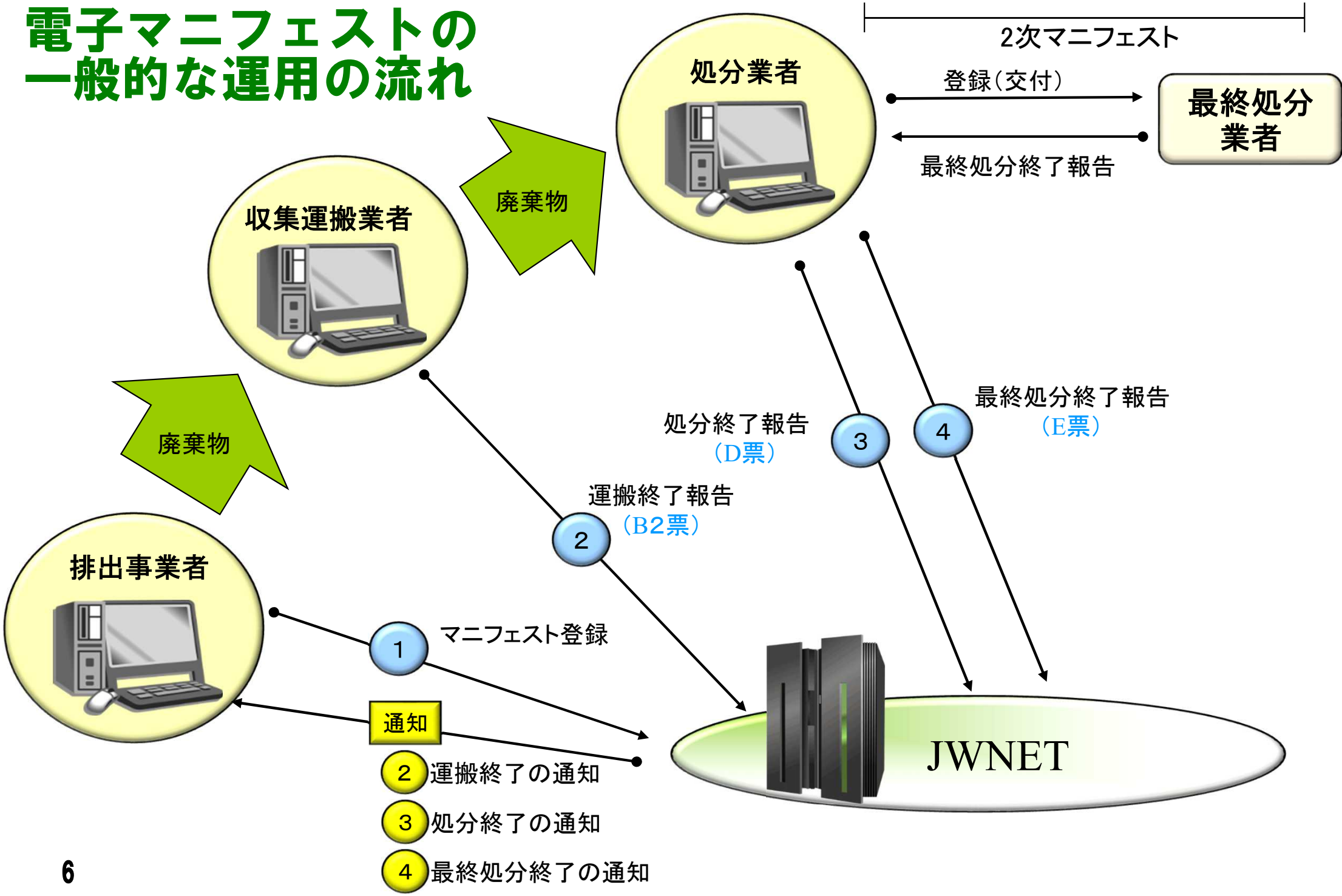

# 3 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

# （１）排出事業者における運用比較

| 項目 | 電子マニフェスト | 紙マニフェスト |
|---|---|---|
| マニフェストの交付・登録 | ○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、**3日以内※**にマニフェスト情報をJWNETに登録<br>※3日以内には次の①～③は含まない。<br>①廃棄物を引渡した日<br>②土日及び祝日（国民の休日）<br>③年末・年始（12月29日～1月3日）<br>以下同じ | 廃棄物を収集運搬業者または処分業者に**引渡しと同時に**、マニフェストを交付 |
| 処理終了確認 | JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の**通知（電子メール等）や一覧表により確認** | ○運搬終了報告：B2票とA票を**照合して確認**<br>○処分終了報告：D票とA票を**照合して確認**<br>○最終処分終了報告：E票とA票を**照合して確認** |
| マニフェストの保存 | マニフェストの**保存が不要**<br>（JWNETが保存、5年分は照会・ダウンロード可能） | ○交付したマニフェスト**A票を5年間保存**<br>○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきた**B2票、D票、E票を5年間保存** |
| 産業廃棄物管理票交付等状況報告 | 都道府県・政令市に排出事業者からの**報告は不要**（JWNETが報告） | 報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が**自ら報告書を提出** |

# （２）収集運搬業者における運用比較

| 項目 | 電子マニフェスト | 紙マニフェスト |
|---|---|---|
| 運搬終了報告 | 運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力し、JWNETに報告 | 運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載した<br>マニフェストの写し（B2票）を、排出事業者に送付 |
| マニフェストの保存 | マニフェストの保存が不要<br>（JWNETは、マニフェスト情報を保存） | 処分業者より送付されたC2票を5年間保存 |

# （３）処分業者における運用比較

| 項目 | 電子マニフェスト | 紙マニフェスト |
|---|---|---|
| 処分終了報告 | 処分終了日から3日以内に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告 | 処分終了日から10日以内に、必要事項を記載した<br>マニフェストの写し（D票）を、排出事業者に送付 |
| マニフェストの保存 | マニフェストの保存が不要<br>（JWNETは、マニフェスト情報を保存） | C1票を5年間保存 |

# 参 考　登録期限３日とは

## ３日の数え方

引渡日は3日間に含めず、月曜日に廃棄物を引渡したときは、木曜日までに登録してください。

登録期間

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 |
|---|---|---|---|
| ★引渡日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 |

## ケース１：金曜日に廃棄物を引渡した場合

土日は3日間の期間に含まれないため、水曜日までに登録してください。

登録期間

| 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 |
|---|---|---|---|---|---|
| ★引渡日 | | | 1日目 | 2日目 | 3日目 |

## ケース２：金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日の場合

土日、祝日は3日間の期間に含まれないため、木曜日までに登録してください。

登録期間

| 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ★引渡日 | | | 1日目 | (祝日) | 2日目 | 3日目 |

※　廃棄物を引渡した当日、及び土日、祝日でもマニフェストデータの登録・報告は可能

# 4 電子マニフェストシステムへのアクセス方法（JWNET＝電子マニフェストシステム）

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

# 電子マニフェストシステムへのアクセス方法

電子マニフェストシステム（JWNET)へのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があります。

JWNET

**●Web方式**

- インターネットに接続されたパソコン、スマホ、タブレットからアクセスする仕組み
- 直接、JWNETと通信する。
- JWNETに加入するだけで利用可能

**EDI サーバ**
（自社で構築もしくはASPを利用）

**●EDI方式（Electronic Data Interchange）**

- 社内システムとの連携、独自機能を付加するための環境を構築してJWNETと接続する。（EDI接続仕様書に基づく通信手順が必要）
- 自社でシステム開発する他、ASP(Application Service Provider)事業者が提供するシステムを利用する。

# 5 電子マニフェストの特徴とメリット

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

# 電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストには、電子化の特性である「情報共有」と「情報伝達の効率化」により、情報管理の合理化が進み、以下のメリットがあります。

＜導入のメリット＞

（1）事務処理の効率化（事務負担の軽減）

（2）法令遵守（コンプライアンス）

（3）データの透明性

# （１）事務処理の効率化（事務負担の軽減）

| 効率化のポイント |
| --- |
| ① 操作が簡単で手間がかからない |
| ② マニフェストの保存が不要 |
| ③ 廃棄物の処理状況の確認が容易 |
| ④ 終了報告の返送の手間を省くことができる（処理業者） |
| ⑤ 過去5年間の登録したマニフェスト情報を容易に照会 |
| ⑥ 照会したマニフェスト情報のダウンロード（集計・加工）が可能 |
| ⑦ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要 |

# （１）事務処理の効率化（事務負担の軽減）

## マニフェスト情報の照会一覧

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ　ページを　500件　表示　（合計件

照会結果一覧

| No. | 一括選択 | 登録の状態 | 確認期限 | マニフェスト番号 | 運搬 | 処分 | 最終 | 引渡し日 | 廃棄物の大分類名称 | 廃棄物の数量 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ☐ | 登録 | | 12552565506 | ● | ● | ● | 2021/04/13 | 廃プラスチック類 | 100.000 t | ○ |
| 2 | ☐ | 登録 | | 12552565517 | ● | ● | ● | 2021/04/13 | 汚泥（泥状のもの） | 22.000 t | ○ |
| 3 | ☐ | 登録 | | 12552565539 | ● | ● | ● | 2021/04/13 | 廃プラスチック類 | 100.000 k g | ○ |
| 4 | ☐ | 登録 | | 12552565540 | ● | ● | ● | 2021/04/13 | 廃プラスチック類 | 587.000 t | ○ |
| 5 | ☐ | 登録 | 間近 | 12552565641 | | | | 2019/11/08 | 廃プラスチック類 | 100.000 k g | ○ |
| 6 | ☐ | 登録 | 間近 | 12552565797 | | | | 2020/04/21 | がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物） | 100.000 k g | JW |
| 7 | ☐ | 登録 | | 12552565922 | | ● | ● | 2021/04/23 | 廃プラスチック類 | 1.000 k g | JW |
| 8 | ☐ | 登録 | 間近 | 12552565933 | | ● | | 2021/04/23 | 廃プラスチック類 | 1.000 k g | JW |
| 9 | ☐ | 登録 | | 12552565955 | | ● | ● | 2021/04/27 | 廃プラスチック類 | 11.000 k g | 麹 |
| 10 | ☐ | 登録 | | 12552565966 | | ● | ● | 2021/04/27 | 廃プラスチック類 | 11.000 k g | 麹 |
| 11 | ☐ | 登録 | 間近 | 12552565988 | | ● | | 2021/04/28 | 廃プラスチック類 | 20.000 k g | JW |
| 12 | ☐ | 登録 | | 12552567069 | | | | 2021/01/12 | 汚泥（泥状のもの） | 12.000m 3 | JW |
| 13 | ☐ | 登録 | | 12552567081 | | | | 2019/11/08 | 廃プラスチック類 | 100.000 k g | JW |
| 14 | ☐ | 登録 | | 12552567092 | | | | 2019/11/08 | 廃プラスチック類 | 100.000 k g | JW |

戻る　受渡確認票印刷　一覧表印刷　マニフェスト情報照会結果項目（402項目）

終了報告が返っている場合は「●」で表示。

データをダウンロードし、集計・帳票作成が可能。

# （１）事務処理の効率化（事務負担の軽減）

## ダウンロードしたマニフェスト情報

| マニフェスト番号 | 引渡し日 | 排出事業者の加入者番号 | 排出事業者の名称 | 排出事業場の名称 | 廃棄物の種類（大分類名称） | 廃棄物の数量 | 廃棄物の数量単位（名称） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12552562873 | 2021/1/19 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 〇〇駅前ビル解体工事　廃プラ | 廃プラスチック類 | 1 | t |
| 12552562996 | 2021/1/13 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 新井工業 | 汚泥（泥状のもの） | 12 | t |
| 12552563009 | 2019/11/8 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | JW〇〇架橋　がれき類 | がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物） | 100 | k g |
| 12552563223 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 廃プラスチック類 | 15 | t |
| 12552563234 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 東京都埼玉県 | 燃え殻 | 9 | t |
| 12552563245 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 廃プラスチック類 | 2 | t |
| 12552563256 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 木くず | 6 | t |
| 12552563267 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 紙くず | 98 | m 3 |
| 12552563278 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 廃酸 | 50 | m 3 |
| 12552563289 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 廃プラスチック類 | 25 | t |
| 12552563290 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 木くず | 66 | t |
| 12552563302 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 紙くず | 22 | m 3 |
| 12552563313 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 廃酸 | 654 | m 3 |
| 12552563324 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場茨城 | 廃プラスチック類 | 36 | t |
| 12552563335 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 廃プラスチック類 | 258 | t |
| 12552563346 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場茨城 | 廃プラスチック類 | 100 | t |
| 12552563447 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 現場新井工場 | 木くず | 321 | t |
| 12552563470 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 東京都埼玉県 | 燃え殻 | 765 | t |
| 12552563481 | 2021/1/31 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 東京都埼玉県 | 燃え殻 | 321 | t |
| 12552564437 | 2021/3/3 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | JW〇〇架橋999 | 汚泥（泥状のもの） | 12 | t |
| 12552564640 | 2019/11/8 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | JW〇〇架橋999 | 廃プラスチック類 | 100 | k g |
| 12552565506 | 2021/4/13 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 〇〇駅前ビル解体工事　廃プラ | 廃プラスチック類 | 100 | t |
| 12552565517 | 2021/4/13 | 1101144 | 株式会社〇〇△△製作所 | 〇〇県立体育館改修工事 | 汚泥（泥状のもの） | 22 | t |

# （２）法令遵守（コンプライアンス）

## （2）法令遵守（コンプライアンス）

①法で定める必須項目をシステムで管理しているため、法定項目の入力漏れがない
（入力漏れがあると登録・報告ができません）

②マニフェスト紛失の心配がない（保存義務を遵守）

③運搬終了、処分終了、最終処分終了に関する報告をマニフェスト情報の照会機能（一覧）や通知情報（電子メール）で確実に確認

④排出事業者の処理終了確認期限（※）が近付いた場合や、確認期限が切れた場合に、警告表示し、注意喚起

※　処理終了報告の確認期限
・運搬終了・処分終了の確認期限をチェック（90日、特管60日以内）
・最終処分終了報告の確認期限のチェック　（180日以内）

# （２）法令遵守（コンプライアンス）

## マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ　ページを　500件　表示　（合計件数

照会結果一覧

| No. | 一括選択 | 登録の状態 | 確認期限 | マニフェスト番号 | 運搬 | 処分 | 最終 | 引渡し日 | 廃棄物の大分類名称 | 廃棄物の数量 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | 登録 | | 12552565506 | ● | ● | ● | 2021/04/13 | 廃プラスチック類 | 100.000 t | OC |
| 2 | | 登録 | | 12552565517 | ● | ● | ● | 2021/04/13 | 汚泥（泥状のもの） | 22.000 t | OC |
| 3 | | 登録 | | 12552565539 | ● | ● | ● | 2021/04/13 | 廃プラスチック類 | 100.000 k g | OA |
| 4 | | 登録 | | 12552565540 | ● | ● | ● | 2021/04/13 | 廃プラスチック類 | 587.000 t | OC |
| 5 | | 登録 | 間近 | 12552565641 | | | | 2019/11/08 | 廃プラスチック類 | 100.000 k g | OA |
| 6 | | 登録 | 間近 | 12552565797 | | | | 2020/04/21 | がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物） | 100.000 k g | JW |
| 7 | | 登録 | | 12552565922 | | ● | ● | 2021/04/23 | 廃プラスチック類 | 1.000 k g | JW |
| 8 | | 登録 | 間近 | 12552565933 | | ● | | 2021/04/23 | 廃プラスチック類 | 1.000 k g | JW |
| 9 | | 登録 | | 12552565955 | | ● | ● | 2021/04/27 | 廃プラスチック類 | 11.000 k g | 麹田 |
| 10 | | 登録 | | 12552565966 | | ● | ● | 2021/04/27 | 廃プラスチック類 | 11.000 k g | 麹田 |
| 11 | | 登録 | 間 | 12552565988 | | ● | | 2021/04/28 | 廃プラスチック類 | 20.000 k g | JW |
| 12 | | 登録 | | 12552567069 | | | | 2021/01/12 | 汚泥（泥状のもの） | 12.000m 3 | JW |
| 13 | | 登録 | | 12552567081 | | | | 2019/11/08 | 廃プラスチック類 | 100.000 k g | JW |
| 14 | | 登 | | 12552567092 | | | | 2019/11/08 | 廃プラスチック類 | 100.000 k g | JW |

戻る　受渡確認票印刷　一覧表印刷　マニフェスト情報照会結果項目（402項目）

確認期限まで30日を
切ると「間近」と表示。

# （３）データの透明性

## （3）データの透明性

①排出、収集、処分の3者が常に最新のマニフェスト情報の閲覧・監視
- 3者で情報を閲覧するため、誤りを見つけやすい
- 修正・取消は関係者の承認が必要であり、1者が勝手にデータの修正や取消ができない。

②本社・支店（環境管理部門）において、全国各地の排出事業場（工事現場、工場等）のマニフェスト情報が閲覧可能

③マニフェスト情報は第3者である情報処理センターが管理・保存
- マニフェスト情報を5年間保存
- セキュリティも万全

# 6 電子マニフェスト導入までの流れ

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

# 電子マニフェスト導入の流れと検討・確認事項

## 導入手順

| | |
|---|---|
| STEP1 | パソコン環境と取引先企業の加入確認 |
| STEP2 | 加入の単位の検討 |
| STEP3 | 利用する料金区分の選択 |
| STEP4 | 運用方法の検討<br><br>1. 受渡確認伝票(書面)の活用<br>2. マニフェスト登録する日時<br>3. 数量確定者 |
| STEP5 | 加入手続きと試行運用 |
| STEP6 | 事前準備と確認事項 |

# STEP1 パソコン環境と取引先企業の加入確認

## 1. 電子マニフェスト導入に必要なパソコンの利用推奨環境

| パソコンOS | ブラウザ（下記、最新版） |
|---|---|
| Windows 10、11<br>（デスクトップモード） | Microsoft Edge<br>Google Chrome<br>Firefox ESR |
| Mac OS | Safari<br>Firefox ESR<br>Google Chrome |

- 上記は当センターで動作確認済みの環境であり、動作を保証するものではありません。
- 2022年6月現在（最新の利用推奨環境はJWNETホームページで確認してください）

## 2. 取引先企業の加入確認（JWNETホームページの加入者検索機能を利用）

排出事業者、委託先の収集運搬業者及び処分業者が電子マニフェストを導入しているか確認が必要

**※優良認定処理業者は、電子マニフェストに加入しています。**

（優良産廃処理業者認定制度は通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です）

# STEP2 加入の単位の検討

- 排出事業者

**加入の単位は、任意です。**

排出事業場単位、排出事業場を管轄する本社や支店・営業所等の単位で加入できます。

例）製造業の場合：工場単位で加入
建設業の場合：排出事業場（工事現場）を管轄する本社、または支店で加入

- 収集運搬業者

**加入の単位は、任意ですが、一般に業者単位で加入されています。**

1社で複数、加入することもできます。

- 処分業者

**加入の単位は、処分事業場単位となります。**

同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合は1加入で対応できます。

# 排出事業者の加入例①（排出事業場毎に加入）

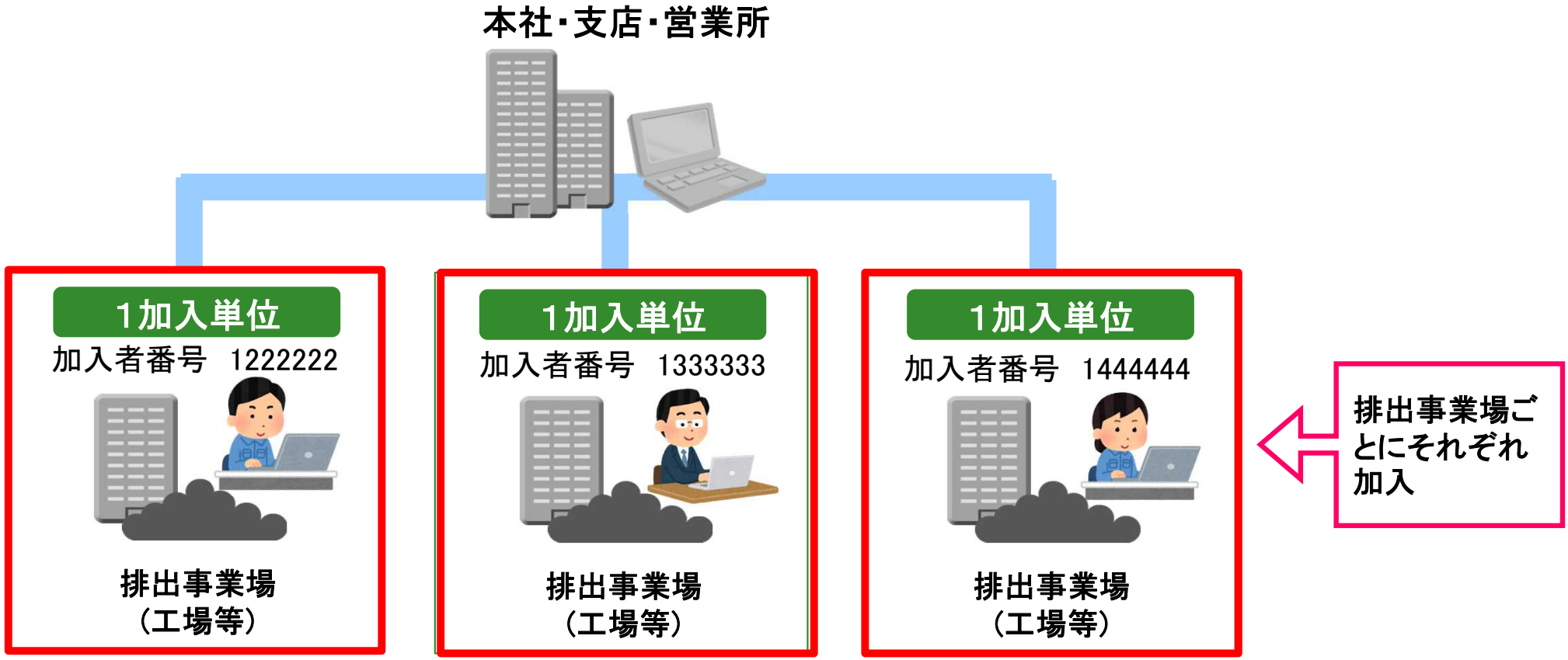


- 排出事業場単位で加入し、それぞれの排出事業場で電子マニフェストを管理する、一般的な加入方法です。
- **マニフェスト登録件数の多い**場合に適した運用方法で、**製造業**（工場）や**小売業**（店舗）等で多く用いられています。

# 排出事業者の加入例②（本社・支店・営業所で加入）

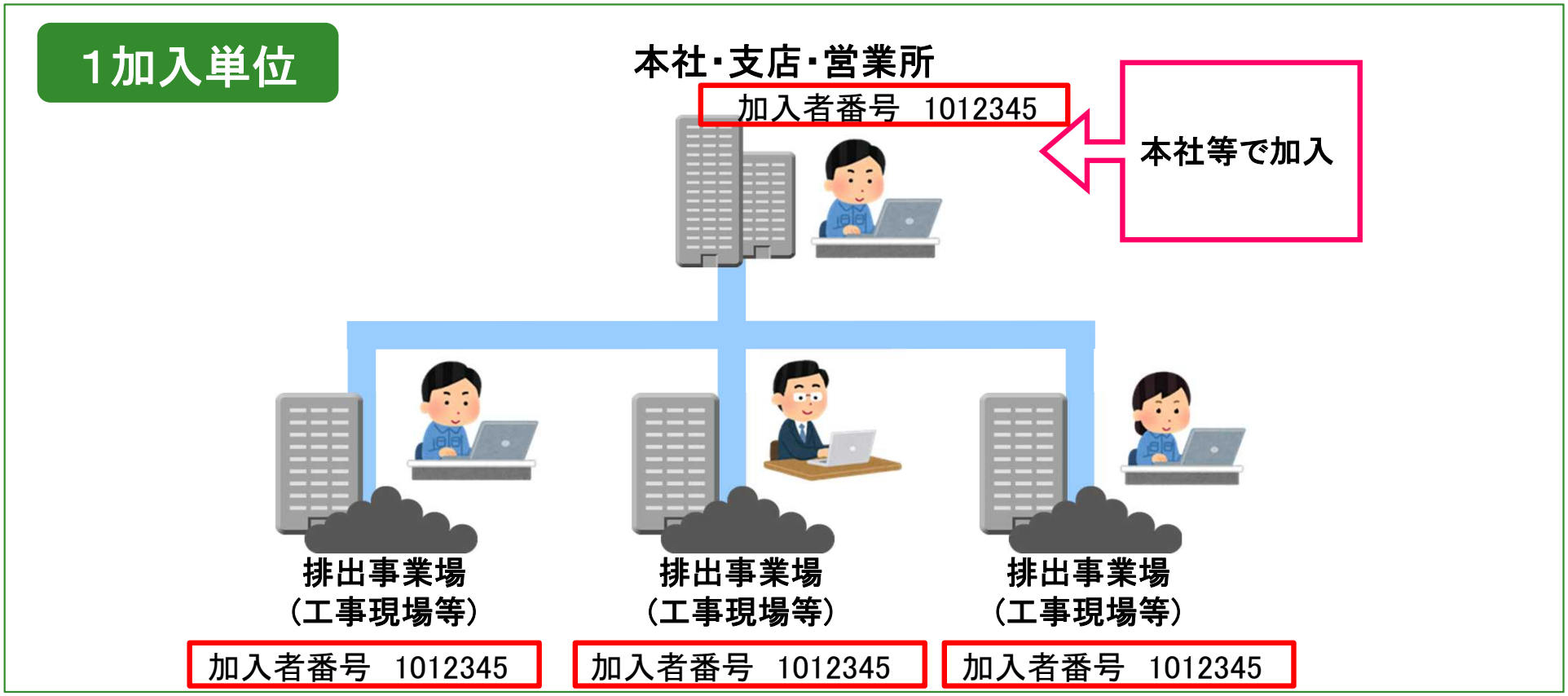


- 本社・支店・営業所（以下、本社等）の単位で加入し、本社等が電子マニフェストを管理します。
- **建設業**で多く用いられている運用方法です。
- 工事現場等で、インターネット環境が整っていない場合に適用されています。

# サブ番号の活用（１加入で複数同時ログイン）

- JWNETは、同一の加入者番号で同時にログインできるユーザ数は1人のみです。
- 加入者サブ番号を作成することにより、同時に複数のユーザがログインできます。
- １加入で最大99個の加入者サブ番号を作成できます。
  （1加入で最大100ユーザまで同時ログインが可能）
- 加入者サブ番号の作成による、追加料金は発生しません。

# サブ番号とは

加入者番号

1012345

本社

Ａ工場

1012345

Ｂ工場

1012345

Ｃ工場

1012345

# サブ番号とは

加入者番号末尾に2桁追加し、1アカウントで複数名が同時ログインできる仕組み

加入者番号

1012345

本社

A工場

1012345 01

B工場

1012345 02

C工場

1012345 03

# 運用比較のまとめ

| 区　分 | 加入例①（複数加入） | 加入例②（1加入） |
|---|---|---|
| マニフェスト情報の閲覧 | ・各加入単位（各排出事業場）マニフェスト情報を登録<br>・他の加入（排出事業場）のマニフェスト情報はシステム上で共有できない。 | ・加入は本社でも、各排出事業場（サブ番号）でも、すべてのマニフェスト情報を閲覧可能<br>・ 本社と各排出事業場でマニフェスト情報は共有<br>・ 各排出事業場（他のサブ番号）のマニフェスト情報を共有しているため、誤って他の排出事業場のマニフェスト情報を、修正・取り消さないように注意が必要 |
| 基本設定 | ・各加入単位（各排出事業場）で基本設定する。 | ・ 各排出事業場（サブ番号）の基本設定情報を共有することも、<br>サブ番号ごとに個別設定することも可能 |
| 通知情報 | ・他の排出事業場の通知情報は届かない。 | ・ 通知情報も共有されるため、他の排出事業場（他のサブ番号）の<br>通知情報も届いてしまう。 |
| 料金の請求 | ・各加入単位（各排出事業場）に請求 | ・ 本社に請求（1加入分の請求）<br>・ 各排出事業場（サブ番号ごと）の利用料金内訳は閲覧できない。 |

# STEP3 利用する料金区分の選択

## ①利用料金ー排出事業者-１

税込

| 料金区分 | A料金 | B料金 | 団体加入料金（C料金）※ |
|---|---|---|---|
| 基本料（年額） | 26,400円 | 1,980円 | 110円 |
| 使用料（登録情報１件につき） | 11円 | （90件までは無料）91件目から 22円 | （5件までは無料）6件目から 22円 |
| **メリットがある年間登録件数** | **2,401件～** | **～2,400件** | **――** |

（2022年4月時点料金表）

## 団体加入料金（C料金）とは

一定の「団体加入の条件」を満たすことにより、団体加入者1者の年額基本料が110円と使用料（5件まで無料）で利用できる、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者向けの加入体系です。

# ②利用料金－収集運搬業者、処分業者

税込

| 料金区分 | 収集運搬業者 | 処分業者 ※1 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ①処分（報告機能のみ） | ②処分（報告機能＋2次登録機能） | |
| | | | A料金 | B料金 |
| 基本料※2（年額） | 13,200円 | 13,200円 | 26,400円 | 13,200円 |
| 使用料（登録情報1件につき） | ― | ― | 11円 | （90件までは無料）91件目から 22円 |
| **メリットがある年間登録件数** | **―** | **―** | **1,381件以上** | **1,380件以下** |

（2022年4月時点料金表）

※1 ① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金
② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録（2次マニフェスト）する機能の料金
A料金、B料金を選択：年間1,381件以上2次マニフェストを登録する場合は、A料金の方を選択した方がメリットがあります。

※2 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適応されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします（利用を開始した月によって金額が異なります）。

# STEP4　運用方法の検討

電子マニフェスト運用を円滑に実施するため、排出事業者、収集運搬業者、処分業者間で、以下の項目について検討・調整し、ルール化しておくと有効です。

【検討すべき事項】

（1）　受渡確認票（伝票）の活用

（2）　マニフェスト登録する日時

（3）　数量確定者

# （１）受渡確認票（伝票）の活用

電子マニフェストの運用においても、法令に基づき紙の伝票が活用されています。
以下の役割・用途で伝票（書面）が利用されています。

## ① 廃棄物の受渡し確認の記録としての役割

・ 廃棄物の受渡しの控え、処分業者受入時の確認用書面

## ② マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割

・ パソコンに情報を入力する際の作業用伝票

## ③ 収集運搬業者が運搬時に携帯する書面としての役割

・ 運搬途中、警察等からの検問に対する荷物の証明
・ 法令で定める産業廃棄物の運搬車に備え付ける書面（電子情報でも可）

### 受渡確認票とは・・・

- 受渡確認票は任意の伝票であり、法で規定する様式はありません。また保存義務等はありません。
- この受渡確認票は、上記③の用途から収集運搬業者が持参・準備するケースが多くなっています。
- 予約登録（後述）することにより、受渡確認票（伝票）は電子マニフェストシステムから印刷できます。

# ③運搬車両における書類の携帯義務ついて（電子マニフェストを利用している場合）

産業廃棄物の運搬車は、次のような書面の備え付け（携帯）が義務づけられています。

①許可証（写し）
②電子マニフェスト加入証（写し）
③次の事項を記載した書類（電子情報でも可）
- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- その運搬を委託した者の氏名又は名称
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、連絡先

※環境省ホームページ（書面の携行について）：
https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/03.pdf

**留意点**
- 処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。
- ③の書類の様式は問いません（上記事項を網羅することは必要）。
- 上記③の事項が携帯端末などによって常に確認できる状態であれば、③の書面は不要です。

## 【独自の受渡確認票の例１】

### 受渡確認票

| 引渡し日 | 引渡担当者 | 入力担当者 |
|---|---|---|
| | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| マニフェスト番号 | | 連絡番号1 | | 連絡番号2 | | 連絡番号3 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 排出事業者 | | 〒 | | | |
| | | 電話番号 | | FAX | |
| 店舗名称（排出事業場） | | 〒 | | | |
| 排出現場コード | | 電話番号 | | FAX | |

| | |
|---|---|
| 収集運搬業者 | |

| 品目 | 名称 | 荷姿 | 数量 | 単位 | 確定数量 | 単位 | 処分方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 汚泥 | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| 廃油 | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| 金属くず | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| 廃プラスチック類 | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| 紙くず | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| 金属くず | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| 安定型混合廃棄物 | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| 廃電気機械器具 | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |
| | | バラ ドラム缶 袋 コンテナ | | kg m3 個 台 | | kg m3 個 台 | |

| | |
|---|---|
| 処分業者 | |
| 備考 | |

## 【独自の受渡確認票の例２（３連）】

電子マニフェスト（JWNET） 受渡確認票 （排出事業者）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 連絡番号 | ① | | ② | | ③ | | |
| 引渡し日 | 年 月 日 | | 引渡し担当者 | | | | |
| 排出事業者 | 氏名又は名称 | | | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 排出事業場 | 名称 | | | | コード | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 収集運搬業者 | 氏名又は名称 | | | | | | |
| | 車両番号 | | 運搬担当者 | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 処分事業場 | 名称 | | | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 産業廃棄物 | No | 品目/名称 | 荷姿 | | 数量 | 単位 | |
| | 1 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 2 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 3 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 4 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 5 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| 連絡事項（処分方法等） | | | | | | | |

電子マニフェスト（JWNET） 受渡確認票 （収集運搬業者）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 連絡番号 | ① | | ② | | ③ | | |
| 引渡し日 | 年 月 日 | | 引渡し担当者 | | | | |
| 排出事業者 | 氏名又は名称 | | | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 排出事業場 | 名称 | | | | コード | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 収集運搬業者 | 氏名又は名称 | | | | | | |
| | 車両番号 | | 運搬担当者 | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 処分事業場 | 名称 | | | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 産業廃棄物 | No | 品目/名称 | 荷姿 | | 数量 | 単位 | |
| | 1 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 2 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 3 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 4 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 5 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| 連絡事項（処分方法等） | | | | | | | |

電子マニフェスト（JWNET） 受渡確認票 （処分業者）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 連絡番号 | ① | | ② | | ③ | | |
| 引渡し日 | 年 月 日 | | 引渡し担当者 | | | | |
| 排出事業者 | 氏名又は名称 | | | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 排出事業場 | 名称 | | | | コード | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 収集運搬業者 | 氏名又は名称 | | | | | | |
| | 車両番号 | | 運搬担当者 | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 処分事業場 | 名称 | | | | | | |
| | 電話番号 | – | | – | | | |
| 産業廃棄物 | No | 品目/名称 | 荷姿 | | 数量 | 単位 | |
| | 1 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 2 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 3 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 4 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| | 5 | | バラ | ドラム缶 | | t | ㎥ |
| | | | | | | kg | ℓ |
| | | | 袋 | コンテナ | | 個 | 台 |
| 連絡事項（処分方法等） | | | | | | | |

※受渡確認票のサンプルはJWNETホームページからダウンロードできます。

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/flow/ukewatashi/index.html

# 【JWNETで出力できる受渡確認票】

電子マニフェストシステム(JWNET)　受渡確認票

JWNET

a 1 2 5 5 2 4 0 6 2 3 0 a

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| マニフェスト番号 | 12552406230 | 登録の状態 | 予約登録 | 引渡し日 | 2020/08/11 | 引渡し担当者 | |
| | | 連絡番号1 | | 連絡番号2 | | 連絡番号3 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 排出事業者 | 氏名又は名称　株式会社受入環境排出19<br>住所 〒<br>電話番号　03-9999-9999　加入者番号　1103163 | 排出事業場 | 名 称<br>麹町工場<br>所在地 〒<br>電話番号　11111 |
| 産業廃棄物 | 種 類　0600000 廃プラスチック類<br>[ 大 分 類 名 称 廃プラスチック類 ]<br>有害物質<br>放射性物質対象外<br>廃棄物の名称 | | 数 量　100.000 kg　確定数量<br>荷 姿　バラ　数量の確定者　処分業者 |
| 中間処理産業廃棄物 | (電子/紙　マニフェスト番号/交付番号) | | |
| 最終処分場所(予定) | 所 在 地 ( 名 称 [ 電 話 番 号 ] ) | | |
| 収集運搬業者 区間1 | 氏名又は名称　株式会社受入環境収運219<br>住所 〒<br>電話番号　03-9999-9999　加入者番号　2022130　許可番号　152501 | 運搬先の事業場 | 名 称<br>所在地<br>電話番号<br>運搬方法　車両番号(排出) |
| | 備考 | | 運搬量　運搬担当者<br>有価物拾集量　運搬終了日 |
| 処分業者 | 氏名又は名称　株式会社受入環境処分報告登録3119<br>住所 〒<br>電話番号　03-9999-9999　加入者番号　3016679　許可番号　153502 | 処分事業場 | 名 称<br>テスト処分場<br>所在地 〒<br>電話番号　処分方法<br>報告区分　処分終了日　廃棄物受領日 |
| | 備考 | | 処分担当者<br>受入量<br>最終処分終了日 |
| 最終処分の場所(実績) | 所 在 地 ( 名 称 [ 電 話 番 号 ] ) | | |
| 備考1 | | | |
| 備考2 | | | |
| 備考3 | | | |
| 備考4 | | | |
| 備考5 | | | |

予約登録を活用する場合、事前に予約登録を行い、廃棄物引渡し時に、予め受渡確認票を出力し準備します。

# マニフェスト登録の運用例
# （受渡確認票は排出事業者が準備）

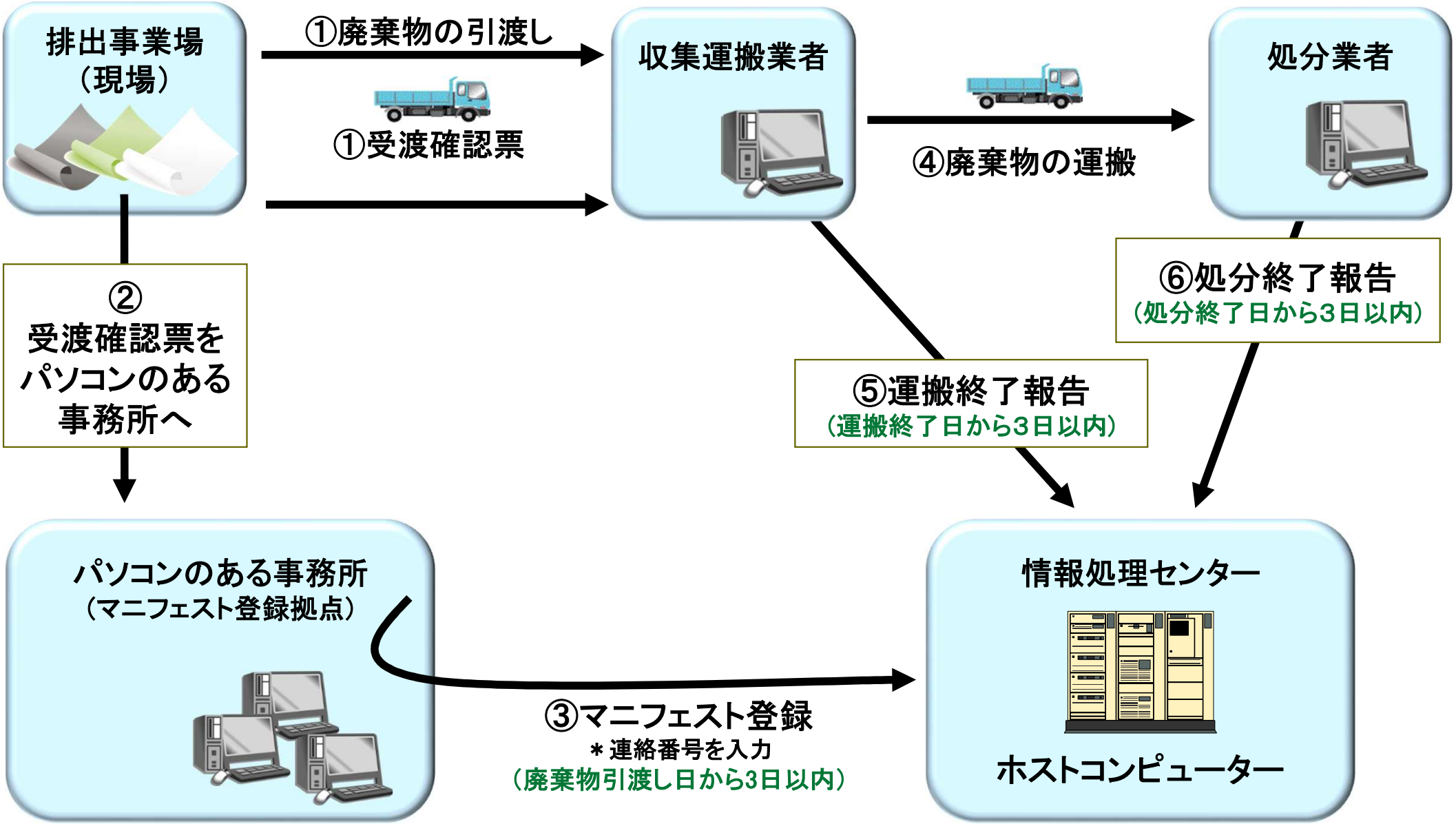

# 事例1：予約登録を活用したマニフェスト登録の運用
## （確認伝票は収集運搬業者が準備）

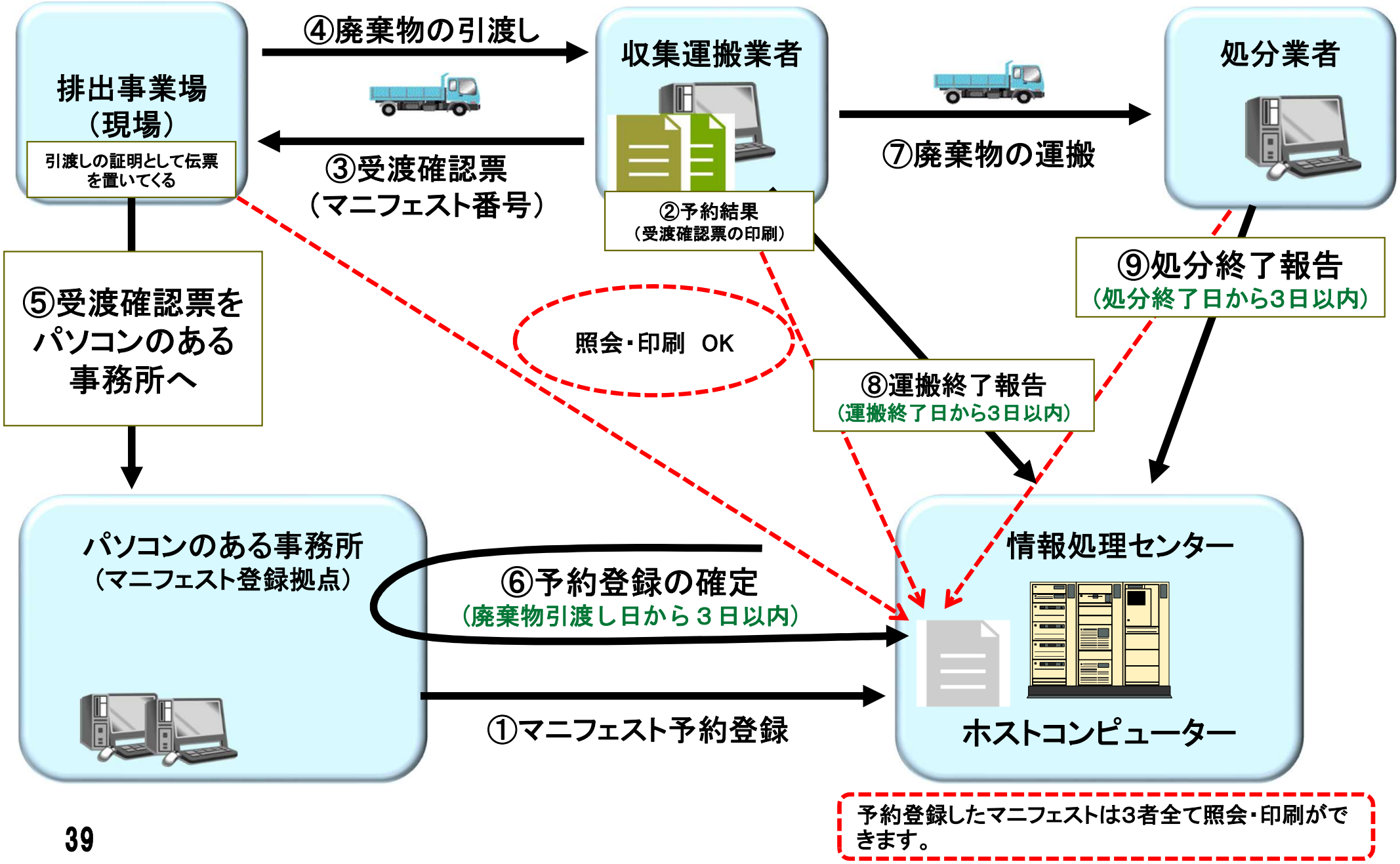

# （２）マニフェスト登録する日時

①排出事業者がマニフェスト登録しないと、収集運搬業者、処分業者はそれぞれ運搬終了報告、処分終了報告ができません。

②収集運搬業者、処分業者は、いつマニフェスト登録されるか分からないと、その都度、照会画面やメールでマニフェスト登録されているか確認しなければなりません。

③「いつ（例えば、廃棄物を引渡した翌日の午前中など）」マニフェスト登録するかをルール化することにより、収集運搬業者、処分業者は、運搬終了、処分終了の報告を円滑に行うことができます。

マニフェスト登録忘れにご注意！

※　排出事業者がマニフェスト登録したことを知らせるメールを処理業者側で受信することもできます。

# （３）数量確定者

廃棄物数量は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がそれぞれ入力できる項目があります。

①排出事業者　　：数　量（必須）

②収集運搬業者　　：運搬量（任意）（1区間～5区間）

③処分業者　　：受入量（任意）

3者がそれぞれ数量を入力した場合、都道府県等に報告するときに誰が入力した数量を報告に使うか、決めなければいけません。

排出事業者が3者の中から選択した数量確定者の入力した廃棄物数量が、確定値=確定数量となり都道府県等に報告される数量となります。

# STEP6 事前準備と確認事項（排出・収集・処分）

加入後、実際にマニフェストの登録・報告をする前に、登録・報告時に必要な情報（排出事業場や担当者等）を設定する必要があります。取引先へ問合せが必要なものもありますので、事前に準備をしておくことをお勧めします。

| 区分 | 基本設定項目（必須項目◎） | 設定内容と準備 |
|---|---|---|
| 排出事業者 | 収集運搬業者設定◎ | 委託先の収集運搬業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に収集運搬業者に問合せてください。 |
| | 処分業者設定◎ | 委託先の処分業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に処分業者に問合せてください。 |
| | 排出事業場設定◎ | 排出事業場の名称や所在地・電話番号等を設定します。 |
| | 担当者設定◎ | 引渡し担当者の氏名を設定します。 |
| | 廃棄物の種類設定◎ | 委託する廃棄物の種類を一覧画面から選択します。 |
| 収集運搬業者 | 担当者設定◎ | 運搬担当者の氏名を設定します。 |
| | 車両番号設定 | 運搬車の車両番号を報告する場合は設定します。 |
| 処分業者 | 担当者設定◎ | 処分担当者の氏名を設定します。 |
| | 最終処分事業場設定<br>（処分報告の報告区分を「最終」で報告する場合は不要です。） | 最終処分事業場の事業場名称や所在地・電話番号等を設定します。 |

※収集運搬業者と処分業者にはJWNETに加入すると、加入者番号の他に「公開確認番号」が付与されます。排出事業者が加入者番号と公開確認番号を設定画面に入力することで、情報処理センターから業者情報を取得できます。

# 参考1 電子マニフェスト情報の活用と機能の紹介

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

# 公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明

以下の方法で公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績証明をJWNETから出力することができます。

| | |
|---|---|
| 【1】 | マニフェスト情報登録証明（無料）【マニフェスト情報登録証明申込機能】<br>○当該工事現場のマニフェスト情報を電子マニフェストシステムから抽出し、JWNETのデジタル署名入りのPDFファイルを作成します。<br>○このPDFファイルによりJWNETにマニフェスト情報が登録されていることを証明するサービスです。 |
| 【2】 | 受渡確認票を印刷して利用（無料）【マニフェスト情報照会機能】<br>電子マニフェストシステムから当該工事現場の受渡確認票を印刷、もしくはデータを電子媒体に格納して利用できます。 |
| 【3】 | CSVデータをダウンロードして利用（無料）【マニフェスト情報照会機能】<br>電子マニフェストシステムから、データをCSVでダウンロードして利用できます。 |
| 【4】 | 電子媒体提供サービス（有料：3,850円）【電子媒体提供サービス機能】<br>○当該工事現場のマニフェスト情報を電子マニフェストシステムから抽出し、電子媒体（CD-R）に収録して提供するサービス<br>○電子媒体に証明シールに貼付するとともに、収録した内容を記載した書面を添付し、データ改ざんを防止 |